

## 令和5年度 福祉部の各課に対するご意見及び回答の要旨

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
1	福祉総務課	身寄りのない方や多重問題を抱える困難ケースについて、地域包括支援センターから実際に相談につながった件数と会議を行った件数について教えてください。困難ケースが多いので、対応できるように十分な体制を整えてください。	重層的支援体制整備事業につきましては、令和6年度から本格的に実施するものとしており、現在は、移行準備期間でございます。 本市では、地域包括支援センターの他、障害者相談支援センターや生活自立サポートセンターなど34か所の機関が包括的な相談支援機関となり、複雑化・複合化したケースなどの相談を受け付ける対応を進めてまいります。 なお、準備期間中ではありますが、令和5年12月末時点での今年度の新規相談は36件で、そのうち、地域包括支援センター経由は8件、重層的支援会議は7回でございます。
2	福祉総務課	福祉避難所の民間協定施設を増やし、近隣住民への理解を図ること。 直接避難を目指すこと。	福祉避難所は今年度スポーツセンター等公の施設である指定福祉避難所を9施設、社会福祉法人との協定を2施設締結し、指定福祉避難所23カ所、民間協定施設21カ所となったところですが、今後も引き続き、社会福祉施設へ協定締結への働きかけを行って参ります。 また、福祉避難所の理解推進につきましては、防災本、避難訓練等様々な機会を捉え繰り返し周知に努めて参ります。 福祉避難所への直接避難を実現するためには、第11に対象者を限定する必要があります。このため、個別避難計画の策定の重要性を周知し、避難行動要支援者をはじめ、町会・自治会等広く働きかけを行って参ります。
3	福祉総務課	子ども食堂など地域の自発的で多様な多世代交流活動・居場所づくりが広がるよう行政として環境整備に努めるとともに、そうした場を通じて様々な課題を抱えた方々が必要な支援につながるよう、アウトリーチ機能の強化や補助事業の拡充を要請します。	本市におきましては、令和6年度から重層的支援体制整備事業を本格実施し、その事業のひとつである地域づくり事業の実施により、分野や属性を問わない交流の場や居場所づくりを促進してまいります。そうした場も含め、生活をしていく上で課題のある方を把握したときには、そこから適切な相談支援機関へつながるよう体制を整備してまいります。 また、令和6年度から、分野や属性を問わず交流できる場を設置する団体等に対して、初期費用を助成する事業を実施いたします。
4	福祉総務課	フードバンク、フードパントリー、子ども食堂等の基盤整備（食品保管庫や配送車両等）に対する支援の強化を要請します。	本市におきましては、令和6年度から、子ども食堂等を運営する団体等が、年齢や障害の有無などを問わずに交流できる場を設置しようとする場合に、初期費用を助成する事業を実施いたします。
5	生活福祉1・2課	困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。 2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。	生活保護制度につきましては概要を市のホームページに掲載するとともに、生活福祉課の窓口で制度の仕組みや申請手続きをまとめた「保護のしおり」を配置し周知を図っております。 また、生活自立サポートセンターでは、生活困窮など、生活上の様々な課題を抱えた方からの相談に対し課題解決に向けた活用可能な制度をご案内する中で、生活保護の必要性があると思われる方には、丁寧な説明を行った上で生活福祉課の窓口にご案内しているところでございます。
6	生活福祉1・2課	ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。 厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっております。 社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。	ケースワーカーの人員不足につきましては、毎年増員要望しているところでございます。 本市生活保護法担当課に配属された現業員において、資格を有していない新任、新人職員につきましては、当課在職中に社会福祉主事の任用資格を取得するよう努めております。 また、受給されている方に不利益が起らないよう定期的な研修やケース診断会議ほか、毎日査察指導員とケースワーカー、課長や課長補佐と査察指導員と話し合いや検討を重ねながら、当課全体の資質向上に努めています。
7	生活福祉1・2課	生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。	多様な生活困窮状況に対応するため川口市自立サポートセンターにおいて生活困窮にかかるご相談をお受けするとともに、本市関係各課に同センターを案内するリーフレットとカードを備え、必要に応じて当課への相談をご案内しております。今後も地域状況に応じた生活困窮の把握に努めてまいります。
8	生活福祉1・2課	生活保障について根本的な改革が図れないうちは、生活保護の利用が命綱となる過度の就労指導、扶養照会などの申請は、直ちに止めてください。	就労指導は全ての保護受給者に実施するのではなく、受給者本人の年齢や健康状態等を確認し、就労可能と判断される方のみを対象に行っております。 また、扶養照会につきましても扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には行わないようにする等、申請者の個別の状況を判断しながら実施しております。
9	生活福祉1・2課	低年金に苦しむ高齢者が生活保護を受けることは国民の権利です。 ついては相談及び手続きが容易に出来る体制にしてください。 扶養照会を行う場合は申請者の了承のもと行ってください。	生活保護の相談及び手続きにつきましては、市役所への来所が困難な場合には、電話や訪問による相談や申請受付を行う等、容易に相談等ができる体制の整備に努めております。 また、扶養照会につきましては、申請者の了承の有無は要件とはしていませんが、夫の暴力から逃れてきた母子等、扶養義務者に対し扶養照会を行うことにより明らかに申請者の自立を阻害する場合や、扶養義務者と長期間音信不通であり扶養の可能性が期待できない場合等は扶養照会を行わない取扱いとなっております。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
10	生活福祉1・2課	社会的困難にある人々に対する自立・就労支援である「生活困窮者自立支援制度」で実施されている「就労準備支援事業」「就労訓練事業（中間的就労）」等において、労働者協同組合や社会的企業を積極的に位置づけ活用し、地域における雇用・就労創出や居場所づくりの推進と連動させる政策を推進するよう要請します。	生活上の様々な問題を抱えている方に対しては、川口市生活自立サポートセンターにおいて相談窓口を設置し、丁寧な聞き取りを行った上で就労支援が必要な方には、個々の状況に応じて市内460箇所を超える労働者協同組合・企業等の協力を得て、雇用創出を行っているところでございます。今後とも社会的困難にある方を含め、再び社会の中で居場所を見つけてもらう政策として、地域における雇用・就労創出や居場所づくりと連動させ、きめ細やかな支援を行って参りたいと存じます。
11	長寿支援課	歩行困難等の理由でホームヘルパー派遣事業を利用しているが、納付書での支払方法が少なく、困っている。口座振替による料金の支払いができるようにしていただきたい。	ホームヘルパー派遣事業は、病気や怪我により一時的に日常生活に支障のある方に支援員を派遣して、自立を支援するサービスです。金融機関に向いて支払うことが難しい場合があるとお声を多数いただきましたため、令和6年4月からは、口座振替による支払いが可能となりました。
12	長寿支援課	お風呂が故障しているたたら荘があるが、修理はしないのか。施設のメンテナンスや修理をするなどして利用できるようにしていただきたい。	老人福祉センターたたら荘は市内に10ヵ所ありますが、市の方針として、新しい施設や建替えた施設には入浴設備を設置しないことが決定されております。このことから、平成30年以降に建替えた新郷たたら荘、仲町たたら荘、青木たたら荘には入浴設備はございません。また、前川たたら荘の入浴設備の不具合について調査を行った結果、大規模改修を必要とすることが判明したため、廃止するものとなりました。これから、前川たたら荘は新しいたたら荘と同様に、介護予防の場として健康の増進に繋がる体操教室や、趣味をひろげる講座などを企画してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。
13	長寿支援課	高齢者がバスやタクシー等の公共交通機関利用した際に利用料金を補助していただきたい。	高齢者のタクシー利用に対する直接的な支援はございませんが、一般にご自身で通院等が困難な要介護4及び5の方（住民税非課税の方に限る。）に対して、「重度要介護高齢者福祉手当」として使途の制限を設けずに月額5,000円支給しており、通院のための交通費の他、介護用品の購入など、ご本人やご家族に合った様々な用途に利用いただいているところでございます。市といたしましては、この度頂戴いたしましたご意見を参考とし、市内の公共交通サービス及び高齢者福祉サービスの向上に努めて参りますので、何卒、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
14	介護保険課	介護保険財政はずっと黒字であるのに、赤字と宣伝され様々な改悪が実施されようとしています。この問題は、高齢者だけの問題にとどまりません。川口市としても、この改悪には絶対反対してください	介護保険制度の持続可能性を確保するため、保険料負担や利用者負担の在り方などについて、現在国で議論されているところであり、今後とも動向を注視していきます。
15	介護保険課	来年度以降の第9期介護保険料については、連続しての物価高騰のもとで高齢者の生活を守るために、保険料を下げるかせめて据え置いてください。	第9期の介護保険料については、現在計画策定作業を進めているところでございます。
16	介護保険課	介護保険料の最高額の所得段階（頭打ち）を広げ、公平公正な負担にしてください。	保険料は、本人や世帯の課税状況、所得に応じて段階的に設定され、基準額に各段階の負担割合を乗じて決定されます。本市では、保険料の段階を国基準の9段階に対し17段階と多段階化することにより、所得に応じた負担をお願いしているところでございます。
17	介護保険課	国は介護保険の利用抑制等のために、要介護1・2の給付から訪問介護や通所介護などを外すこと、老健施設などの相部屋（多床室）の室料有料化、ケアプランの有料化、さらには介護サービスの利用率2割、3割負担の対象者拡大等、制度改悪を推し進めようとしています。これは老後の沙汰も金次第でサービス低下を招くことです。ついては、高齢者が安心して介護を受けられるようにするために、これらの改悪を止めるように国に上申してください。	介護保険制度の在り方につきましては、国の社会保障審議会において、制度の持続可能性を高める観点から見直しの議論が行われているところであり、市としましては、今後とも国の動向を注視して参ります。
18	介護保険課	介護施設の利用料金が高額のため、入所したくてもあきらめる高齢者がでています。とりわけ、年金額を上回る利用料のため支払いができません。市の直接支援を設けてください。	介護保険サービスの利用につきましては、利用者負担の上限が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給され、利用者の負担軽減を行っております。
19	介護保険課	利用率2割負担の対象拡大や老人保健施設の多床室の有料化など介護保険制度の改悪はおこなわないよう国・関係機関に働きかけてください。	介護保険制度の在り方につきましては、国の社会保障審議会において高齢化の進展や介護ニーズの拡大などを踏まえ、制度の持続可能性を維持する観点から見直しが図られているものと承知しております。

NO.	担当課	意見の要旨	回答の要旨
20	介護保険課	電気代や水道料金の値上げ、物価高騰等により、食事を切りつめたり、冷暖房をつけない、外出を控える、サービス利用を減らしている高齢者もいます。介護保険料や利用料を軽減してください。第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、保険料がどのように設定されているのか教えてください。また、今年度の保険料の減免申請者数を教えてください。	利用料の軽減につきましては、既に所得に応じた負担上限額が設定されているほか、住民税非課税世帯の方が居宅サービスを利用する場合には、利用者負担額の一部補助を実施しているところがございます。第9期介護保険料につきましては、現在調整しているところでございます。なお、令和5年12月末時点で保険料の減免申請者数は17名でございます。
21	介護保険課	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、低所得者や生活保護受給者に対して食費と居住費の負担軽減制度の増設など、川口市として助成制度を設けることを検討してください。	看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームにおいて食事、居住費の負担軽減はございませんが、介護保険サービス利用料につきましては、市が独自に取り組む事業として、「居宅サービス等利用者負担額補助金交付制度」において、利用負担額の一部を補助しております。更に、介護保険サービスの利用に関しましては、利用者負担の上限が設定されており、月々の利用料が上限額を超えた場合には、後日超過分が「高額介護サービス費」として支給されるなど、利用者の負担軽減に努めているところでございます。
22	介護保険課	介護保険料滞納者について高齢、独居、認知症等で滞納していること自体を認識できていない方がいます。介護保険滞納世帯へ、通知だけではなく訪問するなどして滞納している実態を把握し、納付の相談について保険料の軽減・減免支援を含めて対応してください。	介護保険料の滞納があるかたに対しては、督促状、催告書を送るほか、納税催告センターによる電話連絡を行っております。一納 納付が困難な場合には、納付相談のうえ分割納付の対応を行っております。また、納付書納付が困難な場合には口座振替による納付を奨励し、保険料に関する通知についてご自身の管理が困難な場合には、ご親族あての送付 先変更を提案しております。
23	介護保険課	低所得者を対象とした補給給付（施設・短期入所利用者の居住費、食費に対する負担軽減制度）の見直しを中止・凍結してください。	介護保険サービスの利用者負担につきましては、国の社会保障審議会において高齢化の進展を踏まえ、介護保険制度の持続可能性を維持する観点から見直しが行われているところでございます。市としましても、介護保険制度の安定性・持続可能性を確保する観点から、必要なことと認識しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
24	介護保険課	市内の居宅介護支援事業所等にアンケート調査を行ったところ、回答された43事業所のうち約60%以上のケアマネジャーが、インスリンや透析治療をしている利用者の受け入れ先に困っているとの回答でした。「医療依存度の高い方」の施設入所の受け入れについて、特養施設の夜間の看護師体制がないために受け入れ困難な状態があります。夜間の看護師の体制がとれるように川口市独自の助成制度をつくるなど検討してください。また、医療依存度の高い方の療養先について、第9期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、どのように計画されているのか教えてください。	特別養護老人ホームにおいては、国が定める人員基準上、夜間の看護師配置が必須ではないことから、「医療依存度の高い方」の施設入所の受け入れについては、主に介護医療院を想定しているところでございます。介護医療院については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、55床の整備を進めました。令和6年度以降の介護医療院の整備については、現在策定中の第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、医療依存度の高い、長期的な療養が必要な方や急性期の方の受け皿の確保を図るため、整備の可否も含め引き続き検討してまいります。
25	介護保険課	更新申請に関わる費用や手間を鑑みて、川口市独自の取り組みとして更新の期限をなくす、または認定期間を拡充することはできないでしょうか。状態が変わった時点で区分変更する仕組みにすることをご検討ください。	更新申請に係る有効期間につきましては、介護保険法に定めがあることから、川口市独自の取り組みとして更新の期限をなくすことや期限の拡充など実施の予定はございませんが、ご指摘の内容につきまして、今後も国の動向を注視してまいります。
26	介護保険課	介護人材の慢性的な不足が続いています。市としても人材確保のとりくみや今後の計画などがあれば教えてください。	今後本市においても高齢化がより一層進展する中で、必要な介護サービスの供給量を維持するためには、それを支える介護人材の確保が不可欠です。このため、介護分野への新規参入者の促進と職場環境の改善を通じた業務負担の軽減を図っていくことが重要です。具体的には、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶための場を設ける介護に関する入門的研修及び職場体験、参加者と事業者のマッチング会を実施しております。令和5年度は12月に実施し、17名の参加がありました。今後については社会人の方も参加しやすいように土日での開催を検討しております。また、介護福祉士の取得や主任ケアマネジャー研修の受講に要する費用を市内介護事業所に対して助成しているところでございます。さらに今年度からは、外国人介護職員への研修実施に要する費用についても助成しております。加えて、令和6年度の介護報酬改定において、本市の地域区分の級地引き上げが決定しており、市内事業者が受け取る報酬の上乗せ割合が現行の6%から10%に引き上がることにより、人材確保にも一定の効果があるものと考えております。